告　　示

埼玉県議会告示第１号

埼玉県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県議会議長　宮　崎　栄治郎

埼玉県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

埼玉県議会情報公開条例施行規程（平成十一年埼玉県議会告示第１号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「異議申立て」を「審査請求」に、「６０日」を「３か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第七号中「公開決定等に対する異議申立て」を「　　に対する審査請求」に、「第１３条第１項」を「第１４条第１項」に、「異議申立ての内容」を「審査請求の内容」に、「異議申立てがあった日」を「審査請求があった日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月１日から施行する。